

平成29年度補助対象活動を募集します！

補助金

多様な主体の協働によるまちづくり

市民活動団体等の新しい発想や専門性を活かした提案を募集し、
市・企業・地域等と協働し、地域の課題解決や市民主体のまちづくりに
つながる取り組みに助成します。

(例：NPO×行政、NPO×企業、NPO×地域、NPO×行政×地域、NPO×企業×地域)



市民活動団体等による環境未来都市推進支援事業補助金

1 応募団体の要件

北九州市内に活動の拠点を有する非営利法人または非営利法人を含む協議体

- (1) 市民活動団体（非営利かつ法人、構成員10名以上、活動実績1年以上）
- (2) 5団体以内の協議体（中核団体が(1)を満たす）

2 補助額

補助対象経費の5分の4以内、100万円が上限（一万円未満は切り捨て）

3 募集する事業

環境・福祉・子育て・教育等、北九州市環境未来都市計画に掲げられた目標の達成を促進するもので、次の要件を全て満たすもの

- (1) 主たる事業活動が、北九州市内で実施されるもの
- (2) 公益性の高い事業で、市・企業・地域等と協働して取り組む必要性があるもの
- (3) 市民サービスの向上に具体的な効果・成果が期待できるもの
- (4) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの

※平成29年4月から30年3月までの期間内に実施されるものを対象とします。

4 応募できる提案数

1団体につき1提案

募集期間：平成29年4月3日（月）～4月28日（金）

提出先：北九州市市民文化スポーツ局市民活動推進課

八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ3F

市民活動サポートセンター内（担当：^{おきの}沖野・^{かんだ}菅田）

提出方法：事前連絡の上、持参してください（☎645-3104）

※この事業の正式決定は、平成29年度予算議案成立後になりますことをあらかじめご了承ください。

補助金申請の事務手続き

①事業計画書等の作成・提出

補助金の申請団体は、募集期間内に補助金交付申請書（様式第1号）、提案企画書（様式第2号）、支予算計画書（様式第3号）、団体の概要書（様式第4号）、団体の構成員名簿（様式第5号）、団体の定款又は活動規約の写し、前年度活動報告書及び前年度収支報告書、申請年度の団体の活動計画のわかる書類をご提出ください。

[様式は、北九州市のホームページ又は、市民活動サポートセンターのホームページ「キラキラネット」の助成金情報からダウンロードできます。]

②補助金交付団体の決定

募集期間終了後、市民活動推進課において、学識経験者等外部の方々の意見を参考に第1次審査（書類審査）を行います。第1次審査を通過した団体につきましては、第2次審査でプレゼンテーションを行っていただきます。第1次及び第2次審査の結果は、各団体へ文書で通知します。

③その後の手続

補助金の交付決定を受けた団体に対しては、補助金を受けるに当たっての留意事項について説明をいたします。以後、活動を実施していく中で不明な点がございましたら市民活動推進課へお問い合わせください。

※補助金を受けた団体は、市が開催する「事業実績報告会」に出席し、活動の報告をしていただきます。

◇ 補助対象経費の内容

補助金の交付対象経費		補助金の交付対象外経費
科 目	内 容	
1 賃 金	事業を実施するために雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）	①団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
2 報 償 費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼	②事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
3 旅費・交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費等	③飲食費（会議時の茶代、イベント等のスタッフの弁当代を含む。）
4 委 託 費	ホームページの作成、会場テントの設営など、事業の一部を他に委託するための費用	④机・椅子・事務機器等、事務所備品の購入経費
5 備 品 費	単価 10 万円未満の備品の購入費	⑤購入価格が 10 万円以上の備品の購入経費
6 消耗品・材料費	事業実施に直接必要な事務消耗品、材料、書籍等の購入費	⑥領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
7 印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等	⑦その他市長が適当でないと認める経費
8 使 用 料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等	
9 役 務 費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等	
10 管理運営費	従来から恒常的に発生している経費（人件費、法人の事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等）がある場合に限り、管理運営費を計上することができる。（但し1～9の経費合計の20%）	

その他の留意事項

- ① 補助金の交付は、同一団体の同一事業に対しては1回限りとします。ただし、交付決定を受けた事業に新たな企画を加えるなどして、その事業がステップアップしたと認められる場合には、翌年度に限り申請を行うことができます。
- ② 北九州市及び北九州市の外郭団体から補助金の交付を受けている活動、営利を目的とした活動、宗教的な活動及び政治的な活動は除きます。
- ③ 営利を目的とした団体、特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体は、募集の対象から除きます。
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に定める暴力団又は暴力団若しくは暴力団対策法第2条6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものは、募集の対象から除きます。
- ⑤ 補助金の交付対象団体に該当しないことが判明した時は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。補助金の決定の取り消しにより生じた損害について、市はその賠償責任を負いません。